

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年9月9日（平成28年（行情）諮問第570号）

答申日：平成29年5月16日（平成29年度（行情）答申第51号）

事件名：特定文書に関して議員からの要求を記録した文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「閣安保第308号対象文書のうち別紙7-2文書番号116に関して議員からの要求を記録した文書の全て。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年7月6日付け閣安保第425号により内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

議員からの資料請求への対応は、処分庁にとって非常に重要であるから、本件対象文書は必ず存在するはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件対象文書の開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、不開示決定の取消しを求める審査請求が提起されたものである。

2 原処分の妥当性について

本件審査請求を受け、行政文書の特定を再度実施したが、本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められないため、原処分は妥当である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、「文書は必ず存在するはず」である旨主張している。

しかしながら、上記2のとおり、本件審査請求を受け、行政文書の特定を再度実施したが、本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないため、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年9月9日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成29年4月11日 | 審議 |
| ④ 同年5月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「閣安保第308号対象文書のうち別紙7-2文書番号116に関して議員からの要求を記録した文書の全て。」の開示を求めるものである。

審査請求人は、本件対象文書は必ず存在するはずである旨を主張しており、諮問庁は、本件対象文書を保有していないとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求にいう「閣安保第308号」とは別件開示請求に対する行政文書開示等決定通知書の番号であり、「別紙7-2文書116」（以下「文書116」という。）とは、同開示決定等における開示文書の一つであり、「安全保障法制の整備について、これまでの経緯について御説明致します。・・・」という件名の文書である。

文書116は、国会議員からの照会又は要請に対し回答した文書であり、本件対象文書は、文書116に関して、国会議員からの要求内容を記録した文書である。

イ 本件開示請求を受け、処分庁において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

さらに、本件対象文書について、文書116を保存していた部署の職員に対し聞き取りを実施したが、どの国会議員から、いかなる形又は状況で、文書116に係る照会又は要請がなされたのかその経緯は不明であり、国会議員からの要求を記録した文書が存在したか否かについても判明しなかったため、不存在につき不開示とする原処分を行った。

ウ 本件審査請求を受け、処分庁において、再度、上記イと同様の探索

を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

エ 仮に、処分庁において、本件対象文書を過去に作成又は取得していたとしても、本件対象文書は、1年未満の保存期間を設定され、文書116を国会議員に送付した時点で不要になったので、廃棄したものと考えられる。

すなわち、内閣官房国家安全保障局においては、行政文書の管理については内閣官房行政文書管理規則によるものとされているが、同規則7条において、各部局の文書管理者は、同規則の別表第1に基づき標準文書保存期間基準を定め、保存期間の設定については同基準に従い、行うものとされている。しかし、本件対象文書は、文書116の作成を担当した部局の同基準において保存期間が定められた種類の行政文書に該当しないことから、当該事務の性質及び内容等に応じて、1年未満の保存期間を設定したものと推測される。

(2) 諮問庁から内閣官房文書管理規則及び担当部局の標準文書保存期間基準の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)エの説明のとおりであり、本件対象文書の存在は確認できなかった旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、内閣官房国家安全保障局において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、内閣官房国家安全保障局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久